

(証券コード5461)
平成27年6月1日

株主各位

名古屋市小中川区小碓通五丁目1番地

中部鋼鉄株式会社

代表取締役社長 **太田雅晴**

第91回定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第91回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月18日(木曜日)午後5時15分(当社営業時間終了時)までに到着するように折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月19日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 名古屋市小中川区小碓通五丁目1番地
当社 厚生会館大ホール

3. 目的事項

報告事項

- 第91期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第91期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)継続の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.chubukohan.co.jp/>)に掲載させていただきます。

【添付書類】

事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税の影響から一時的な景気後退が見られましたが、政府の経済政策や日銀の追加金融緩和に伴う円安・株高を背景に、輸出関連企業を中心に企業収益が改善するなど、全体としては緩やかな回復基調が続きました。

鉄鋼業界におきましては、消費税増税や人手不足等の影響を受け自動車、建築向け需要の落ち込みがありました。造船、土木向け需要が底堅く推移し、当連結会計年度の国内粗鋼生産量はほぼ前年度並みの1億985万トンとなり、前年度に比べて167万トン、1.5%減に留まりました。

当社グループの主力セグメントである鉄鋼関連事業におきましては、建築向け需要が消費税増税前の駆け込み需要の反動や建築物の工期遅れ等の影響を受け、在庫調整局面となりました。産業機械・建設機械向け需要が公共投資の増加や復興事業の本格化等を背景に堅調に推移しました。一方、電力料金を始めとするエネルギーコストは上昇しましたが、主原料である鉄スクラップの価格は下期に大きく下落しました。このような環境のもと、受注量の確保に努めるとともに、生産の効率化と徹底したコスト削減に取り組んでまいりました。また、その他事業につきましてもそれぞれが積極的な営業活動を展開してまいりました。

その結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高につきましては433億9千万円となり、前連結会計年度に比べ13億1百万円、2.9%の減収となりました。経常利益につきましては、23億9千万円となり、前連結会計年度に比べ15億2千5百万円、176.3%の増益となり、当期純利益は14億6千1百万円と前連結会計年度に比べ10億7千3百万円、276.5%の増益となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

(鉄鋼関連事業)

鉄鋼関連事業につきましては、産業機械・建設機械向け需要は堅調に推移しましたが、建築向け需要において在庫調整の動きが見られたため、主要製品である厚板の販売数量が伸び悩み、売上高は405億9千

7百万円と前連結会計年度に比べ20億8千7百万円の減収となりました。しかし、販売価格の維持に努めたこと、主原料である鉄スクラップ価格が前連結会計年度を下回ったことにより、セグメント利益（営業利益）は21億5千6百万円と、前連結会計年度に比べ14億5千4百万円の増益となりました。

（レンタル事業）

レンタル事業につきましては、厨房用グリスフィルターのレンタル部門の受注増により、売上高は4億9千4百万円と前連結会計年度に比べ7百万円の増収となりましたが、広告看板部門が消費税増税の影響を受けたため、セグメント利益（営業利益）は、7千6百万円と前連結会計年度に比べ7百万円の減益となりました。

（物流事業）

物流事業につきましては、取扱量の増加により、売上高は3億2千2百万円と前連結会計年度に比べ2千7百万円の増収となりましたが、コスト増の影響により、セグメント利益（営業利益）は5千7百万円と前連結会計年度に比べ1千2百万円の減益となりました。

（エンジニアリング事業）

エンジニアリング事業につきましては、大型案件の検収があったことにより、売上高は19億7千4百万円と前連結会計年度に比べ7億5千万円の増収となり、セグメント利益（営業利益）は2千5百万円（前連結会計年度のセグメント損失（営業損失）は1千9百万円）となりました。

（2）企業集団の設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、10億4千6百万円で、主として第二製鋼工場耐震補強工事、その他企業維持投資でありました。

（3）企業集団の対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、政府の経済政策や日銀の金融緩和に伴う円安・株高を背景に、国内景気は緩やかな回復基調にありますが、消費税増税後に低迷した個人消費の回復の遅れや円安による輸入品価格の上昇、海外経済の下振れ等による影響が懸念され、今後とも不透明な状況が続くと予想されます。

当社グループの主力セグメントである鉄鋼関連事業におきましては、中国を中心とした東アジアにおける鋼材の過剰生産や、原油価格の下落によるエネルギー・プラント向けの鋼材輸出減少が、国内鋼材市場の需給環境に影響すると想定しております。また、輸入鋼材の推移、

エネルギー価格上昇、原材料価格の変動など、不確定な要素も多く、その動向は引き続き注視すべき状況となっております。当社の主需要先におきましては、建築向け需要は人手不足による建設工事の遅れ等の影響を受け、大幅な増加は見込めないものの、底堅く推移すると思われれます。また、産業機械・建設機械向け需要は、設備投資の増加や復興事業の本格化等を背景に堅調に推移すると見込んでおります。

以上のような経営環境に対して、当社グループは15中期経営計画（2015年度～2017年度）のスローガンを「顧客に新たな価値を提供しよう」に定め、「1. 連結事業基盤の強化」、「2. 顧客対応力の強化・拡大」、「3. サブコア事業の伸長と新規開拓」、「4. 組織活力の向上・人財の育成」という基本方針のもとに、中期経営目標を達成すべくグループ一丸となって取り組みを展開してまいります。当社におきましては、この中期経営計画に基づき、電気炉の特性を活かした小ロット、短納期、多品種生産に徹してきめ細かな納入対応を行い、顧客ニーズへの対応力をさらに向上させ、厚板市場におけるシェアの維持、拡大に努めてまいります。また、省エネ・省力化投資を積極的に推進し、コスト競争力の強化を図ってまいります。当社グループを取り巻く環境は依然として厳しい状況が続きますが、引き続きグループ全体の経営資源を効率的に有効活用し、強固な経営基盤の構築と顧客信頼度ナンバーワンを目指して、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。

今後とも、国内唯一の厚板専門メーカーとして、市場での存在を確かなものとし、併せて、組織体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制をより一層充実させることで、コーポレート・ガバナンス、内部統制の強化にも継続的に取り組み、公正で透明性の高い、社会から信頼を寄せられる経営を進め、業績の向上に努めてまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	平成23年度 第 88 期	平成24年度 第 89 期	平成25年度 第 90 期	平成26年度 (当連結会計年度) 第 91 期
売上高(百万円)	43,458	34,846	44,692	43,390
経常利益 又は経常損失(△) (百万円)	1,570	△1,116	865	2,390
当期純利益 又は当期純損失(△) (百万円)	828	△746	388	1,461
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	27.06	△24.50	12.94	48.71
総資産 (百万円)	59,975	58,560	58,575	60,285
純資産 (百万円)	52,231	51,181	51,314	53,334
1株当たり 純資産額(円)	1,700.32	1,698.70	1,702.58	1,769.46

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	平成23年度 第 88 期	平成24年度 第 89 期	平成25年度 第 90 期	平成26年度(当期) 第 91 期
売上高(百万円)	39,743	31,322	40,549	38,146
経常利益 又は経常損失(△) (百万円)	1,226	△1,271	548	2,074
当期純利益 又は当期純損失(△) (百万円)	677	△817	223	1,298
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	22.15	△26.84	7.45	43.29
総資産 (百万円)	59,100	57,923	56,984	58,826
純資産 (百万円)	49,906	48,768	49,024	50,813
1株当たり 純資産額(円)	1,630.97	1,625.67	1,634.21	1,693.85

(注) 上記の1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中の平均発行済株式総数(自己株式控除後)により算出し、また1株当たり純資産額は、期末の発行済株式総数から期末の自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況（平成27年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
シーケー商事 株式会社	百万円 100	% 100.0	商事業務（鉄鋼製品、原材料、機械器具等の売買）
明德産業株式会社	50	100.0	機械設備製作、保守整備
シーケークリーン アド株式会社	30	100.0	広告看板の企画製作、業務用厨房 向グリスフィルターのレンタル
シーケー物流 株式会社	30	60.0	運送・荷役事業、危険品倉庫事業

(6) 企業集団の主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当企業集団は主に次の事業を行っております。

- ① 鉄鋼関連事業
- ② レンタル事業
- ③ 物流事業
- ④ エンジニアリング事業

(7) 企業集団の主要な営業所及び工場等（平成27年3月31日現在）

中部鋼板株式会社	本社・工場	名古屋市中川区小碓通五丁目1番地
	営業所	東京（東京都中央区） 大阪（大阪市西区）
シーケー商事株式会社	本社	名古屋市中村区
明德産業株式会社	本社	名古屋市中川区
シーケークリーンアド株式会社	本社	名古屋市中川区
シーケー物流株式会社	本社	愛知県半田市
	事業所	名古屋市中川区

(8) 企業集団及び当社の従業員の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の状況

従業員数	前期末比 増減
502名	+5

② 当社の状況

従業員数	前期末比 増減	平均年齢	平均勤続 年数
352名	△5名	39.8歳	17.9年

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 株式数 発行可能株式総数 99,600,000株
発行済株式の総数 31,200,000株
(自己株式1,201,224株を含む)

(2) 株主数 5,778名
(うち単元未満株主数78名)

(3) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
三井物産スチール株式会社	2,544,000 ^株	8.48 [%]
中部鋼鉄取引先持株会	2,083,600	6.94
新日鐵住金株式会社	1,565,000	5.21
日鉄住金物産株式会社	1,260,000	4.20
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	913,700	3.04
株式会社三菱東京UFJ銀行	800,000	2.66
岡谷鋼機株式会社	800,000	2.66
株式会社メタルワゴン	782,500	2.60
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	779,700	2.59
阪和興業株式会社	675,000	2.25

(注) 当社は自己株式1,201,224株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
太田 雅晴	代表取締役社長	
村石 喜和	専務取締役（購買部管掌）	
徳長 幹恵	専務取締役（経営企画部管掌）	明德産業株式会社代表取締役社長
武田 亨	常務取締役（総務部、財務部管掌）	
重松 久美男	常務取締役（製造所長）	
岡本 忠幸	取締役（営業部長）	シーケー商事株式会社社外取締役
青木 栄一（注1, 4）	取締役	新日鐵住金株式会社名古屋製鐵所工程業務部長
笠松 啓二（注1）	取締役	三井物産スチール株式会社代表取締役社長
岩田 修一（注1）	取締役	株式会社メタルワン第一営業本部長
梶田 善治	常勤監査役	明德産業株式会社監査役 シーケー商事株式会社監査役 シーケークリーンアド株式会社監査役 シーケー物流株式会社監査役
川脇 喜久雄（注2, 3）	監査役	川脇喜久雄公認会計士事務所代表
前田 真吾（注2）	監査役	日鉄住金物産株式会社執行役員名古屋副支店長
稲生 豊（注2）	監査役	岡谷鋼機株式会社常務取締役

- (注) 1. 取締役 青木栄一氏、笠松啓二氏、岩田修一氏の各氏は社外取締役であります。
2. 監査役 川脇喜久雄氏、前田真吾氏、稲生豊氏の各氏は社外監査役であり、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役 川脇喜久雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を有しております。
4. 取締役 丹内孝治氏は、第90回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任し、取締役 青木栄一氏は、平成27年3月31日をもって辞任により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 10名 154百万円

監査役 4名 23百万円

(うち社外役員7名 8百万円)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 株主総会決議(平成20年6月20日 定時株主総会決議)による報酬等の限度額(年額)は次のとおりであります。

取締役 250百万円(うち社外取締役10百万円)

監査役 60百万円

(3) 社外役員に関する事項(平成27年3月31日現在)

① 他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職状況等及び他の法人等の社外役員の重要な兼職状況等

区分	氏名	他の法人等の兼職状況等及び当社と当該他の法人等との関係等
取締役	青木 栄一	新日鐵住金株式会社名古屋製鐵所工程業務部長(同社は当社と平成19年1月に戦略的提携を締結しており、当社の株主順位第3位であります。)
取締役	笠松 啓二	三井物産スチール株式会社代表取締役社長(同社は当社と販売における取引先関係にあり、当社の株主順位第1位であります。また、平成26年12月31日まで同社は当社と販売、購買における取引先関係にありました。)
取締役	岩田 修一	株式会社メタルワン第一営業本部長(同社は当社と販売における取引先関係にあり、当社の株主順位第8位であります。)
監査役	川脇 喜久雄	川脇喜久雄公認会計士事務所代表(同所と当社との間には契約もなく、特別な関係はありません。)
監査役	前田 真吾	日鉄住金物産株式会社執行役員名古屋副支店長(同社は当社と販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主順位第4位であります。)
監査役	稲生 豊	岡谷鋼機株式会社常務取締役(同社は当社と販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主順位第6位であります。)

② 当事業年度における取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況

区 分	氏 名	取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況
取締役	青 木 栄 一	当事業年度に開催された取締役会15回のうち12回に出席いたしました。高炉メーカーにおける長年の豊富な経験と知識に基づき、審議に関して適宜質問をし、意見を述べております。
取締役	笠 松 啓 二	平成26年6月20日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席いたしました。会社経営経験者としての豊富な経験と知識に基づき、審議に関して適宜質問をし、意見を述べております。
取締役	岩 田 修 一	平成26年6月20日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席いたしました。商社における長年の豊富な経験と知識に基づき、審議に関して適宜質問をし、意見を述べております。
監査役	川 脇 喜久雄	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地と独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	前 田 真 吾	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。商社における豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	稲 生 豊	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。商社における豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 25百万円
(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 27百万円

(3) 非監査業務の内容

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に係る特例の認定申請に関する手続業務

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関して検討・決議いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議（平成27年4月23日に改定決議）した事項は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社グループの全役職員の行動規範として「コンプライアンス規程」を制定し、その実践と徹底を通じて適切な業務運営とコンプライアンス重視の企業風土づくりに努める。
- ② 取締役会において決定された経営方針に従い、取締役は職務権限規程等に基づき担当業務を統括・執行し、その結果を常勤の役員で構成する会議及び取締役会に報告する。
- ③ 当社及び当社グループは「内部通報制度」を制定し、継続的かつ安定的に発展する上でその妨げとなる法令違反や社内不正などを防止し、または早期発見して是正する。
- ④ 内部監査室は、当社及び当社グループのコンプライアンスの状況を定期的に監査し、常勤の役員で構成する会議並びに監査役に報告する。
- ⑤ 当社及び当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては組織全体として毅然とした対応をとる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は社内規程に基づき、各種会議の議事録を作成するとともに重要な職務の執行及び決裁に係る情報の保存・管理を文書管理規程に基づき実施する。また、監査役の求めに応じ常時閲覧できる体制とする。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社及び当社グループのリスク管理について定めるリスクマネジメント規程を制定し、グループ全体のリスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的な発展を図っていく。
- ② 取締役は管掌又は担当部門を指揮し、想定されるリスクに対し必要に応じて社内規程等を作成・配布し、教育及び内部監査を実施することにより、損失の危険を予防・回避する。
- ③ 取締役は損失の危険に際しては、速やかに常勤の役員で構成する会議並びに監査役に報告し、対処する。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 重要な経営事項に関しては、常勤の役員で構成する会議で審議する。
- ② 取締役会は代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役の職務分担に基づき、その業務の執行を行わせる。
- ③ 当社及び当社グループは経営計画を策定し、常勤の役員で構成する会議及び取締役会において定期的にその進捗状況の確認を行うとともに、経営環境の変化に対応するために、必要に応じてその見直しを行う。
- ④ 監査役は各種の重要な会議に出席し意見を述べることとする。
- ⑤ 当社は子会社管理の基本方針等について定めた関係会社管理規程を制定し、グループ経営の適正かつ効率的な運営を行う。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制並びにその他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容やその他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。
- ② 当社から子会社の取締役及び監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。また、社内規程に基づき、子会社所管部門が管理・監督を行う。
- ③ 子会社は夫々の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえた内部統制システムを整備する。
- ④ グループ間の取引等においては、法令その他社会規範に照らし適切に運用する。
- ⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備、構築を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は監査役の職務を補助する使用人を置いていないが、監査役から求められた場合には、取締役は補助する使用人を指名する。
- ② 前項の具体的な内容は、監査役の意見を聴取し、職務内容を十分に考慮した上で、取締役と監査役が意見交換して決定する。
- ③ 当該使用人の人事・業務評価に際しては、監査役の同意を得ることとする。
- ④ 当該使用人は監査役の職務を補助する業務に関し、監査役の指揮命令下に置くものとする。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当社及び当社グループの取締役及び使用人は、下記の事項について監査役の出席する会議において報告する。また、監査役の求めに応じて随時報告する。

イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

ロ. 取締役及び使用人の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生するおそれもしくは発生した場合はその事実

② 当社及び当社グループは、前号に従い監査役への報告を行った役員に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役と代表取締役、会計監査人は定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、重要事項につき、監査役が適宜意見を述べる機会を確保する。

② 当社は、監査役が職務を執行するための費用等について、毎年予算を設けるものとする。

③ 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用等を処理する。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月23日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適性を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる敵対的買収であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社及び当社グループの経営にあたっては電炉厚板製造に係わる高い技術力と幅広いノウハウ、豊富な経験、並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に長年にわたって築いてきた緊密な関係等への十分な理解と配慮が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできないものと考えております。

当社としては、当社株式に対する大規模買付が行われようとした際に、株主の皆様にご判断いただくために、買付を行おうとする者からの必要十分な情報の提供と、当社取締役会による評価を行うべき期間が与えられるようにしたうえで、株主の皆様が熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保するとともに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対しては、必要かつ相当の対抗措置を講ずることが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

(2) 基本方針実現のための取組みの概要

① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、国内唯一の電炉厚板専門メーカーとして、国内希少備蓄資源のひとつである鉄スクラップを主原料に、長年にわたり培ってきた高度な操業技術で、一般的に高炉品種とされている厚板製造を、電炉操業により可能にすることで、環境負荷の軽減、循環型社会の発展に貢献しています。また、短納期、小ロット、多品種生産を可能とする電炉の特性を活かし、高炉を補完するかたちで市場における需要家ニーズに応え続けており、当社のオリジナル製品である被削性改良鋼板やレーザー切断用鋼板は、市場においてその性能に高い評価を受けております。さらに、営業面においては、受注生産体制に徹することで、受注した製品をタイムリーに生産出荷することができ、需要家との間で堅い信頼関係が構築され、安定受注が維持されています。

また、当社経営と従業員との関係についても、「人を基本とする経営の実践」という経営理念に支えられた極めて良好な関係にあり、企業価値形成の源泉になっております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成24年5月21日開催の取締役会において、買付を行おうとする者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続きを示した「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」の継続を決議し、同年6月22日開催の第88回定時株主総会において、株主の皆様のご了承をいただきました。本対応方針は、当社取締役会が代替案を含め買収提案を検討するために必要十分な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案に関し、熟慮に基づいた判断を行えるようにすること、加えて、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な株式等の大量買付を阻止することを目的としております。

本対応方針は、平成17年5月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の3つの原則に準拠し、かつ、平成20年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものであります。

また、議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付を行おうとする者の買収提案が当社の設定する大規模買付ルールに定める要件（必要かつ十分な情報の提供及び評価期間の経過）を満たすときは、取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示等を行う可能性は排除しないものの、原則として対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは株主の皆様が、ご判断いただくこととなります。対抗措置のひとつとしての新株予約権の無償割当ては、1) 当該大規模買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型に該当する場合、及び2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限られます。

さらに、本対応方針を適正に運用し、取締役会による恣意的判断を防止するため、当社取締役会から独立した機関として社外監査役・社外有識者から構成される独立委員会を設置しており、取締役会は大規模買付者による大規模買付ルールの遵守の有無、対抗措置を発動することの適否等について必ず同委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重することとしております。

なお、本対応方針は、平成27年の当社第91回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続するものとし、その継続後の有効期間は、当社第91回定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとしております。

また、当社は、本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その内容について、適時適切な開示を行います。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記(2)①に記載した取組みは、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、上記(2)②に記載した対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主の皆様の共同の利益を守るために大規模買付者に大規模買付ルールを遵守することを求め、一定の場合には、必要に応じて株主の皆様にご承認いただくことのある対抗措置の発動を行おうとするものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、その発効及び延長は株主の皆様のご承認を必要とします。また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。同委員会は当社の費用において必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができます。さらに、本対応方針の継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっており、その内容において、公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社役員
の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

平成27年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	29,535	流動負債	5,794
現金及び預金	6,380	支払手形及び買掛金	3,583
受取手形及び売掛金	10,958	未払金	597
有価証券	6,502	未払法人税等	456
たな卸資産	5,387	未払消費税等	551
繰延税金資産	194	賞与引当金	382
その他流動資産	112	役員賞与引当金	4
貸倒引当金	△0	その他流動負債	217
固定資産	30,749	固定負債	1,157
有形固定資産	26,091	役員退職慰労引当金	17
建物及び構築物	8,116	退職給付に係る負債	1,022
機械及び装置	15,659	その他固定負債	116
車両運搬具・工具器具備品	331		
土地	1,933	負債合計	6,951
建設仮勘定	44	(純資産の部)	
その他有形固定資産	5	株主資本	52,588
無形固定資産	124	資本金	5,907
		資本剰余金	4,728
投資その他の資産	4,534	利益剰余金	42,451
投資有価証券	3,927	自己株式	△497
退職給付に係る資産	6	その他の包括利益累計額	492
繰延税金資産	244	その他有価証券評価差額金	771
その他投資	368	退職給付に係る調整累計額	△278
貸倒引当金	△13	少数株主持分	252
資産合計	60,285	純資産合計	53,334
		負債及び純資産合計	60,285

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		43,390
売 上 原 価		36,867
売 上 総 利 益		6,522
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,191
営 業 利 益		2,330
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	84	
そ の 他 営 業 外 収 益	83	168
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7	
そ の 他 営 業 外 費 用	101	108
経 常 利 益		2,390
特 別 利 益		
会 員 権 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
会 員 権 売 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1	1
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,388
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	507	
法 人 税 等 調 整 額	405	913
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,475
少 数 株 主 利 益		14
当 期 純 利 益		1,461

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで
(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,907	4,728	40,767	△497	50,905
会計方針の変更による累積的影響額			462		462
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,907	4,728	41,230	△497	51,367
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△239		△239
当 期 純 利 益			1,461		1,461
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,221	△0	1,221
当 期 末 残 高	5,907	4,728	42,451	△497	52,588

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	475	△306	169	239	51,314
会計方針の変更による累積的影響額					462
会計方針の変更を反映した当期首残高	475	△306	169	239	51,776
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△239
当 期 純 利 益					1,461
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	295	27	322	13	336
当 期 変 動 額 合 計	295	27	322	13	1,557
当 期 末 残 高	771	△278	492	252	53,334

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

子会社は、すべて連結している。

連結子会社の数…………… 4社（明德産業株式会社・シーケー商事株式会社・シー
ケークリーニアド株式会社・シーケー物流株式会社）

(2) 持分法の適用に関する事項

該当する会社はない。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

其他有価証券 時価のあるものについては、決算末日の市場価格等に基づく時価法を採用している。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定している。）時価のないものについては、移動平均法による原価法を採用している。

(ロ) たな卸資産

 主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用している。

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

(イ) 有形固定資産

（リース資産を除く）

 当社は定額法を採用し、連結子会社は、定率法（但し、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用している。

(ロ) 無形固定資産

（リース資産を除く）

 定額法を採用している。但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用している。

(ハ) リース資産

 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっている。

③ 重要な引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- (ロ) 賞与引当金 従業員賞与の支出に充てるため、実際支給額を予想して、その当連結会計年度負担額を計上している。
- (ハ) 役員賞与引当金 子会社は役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上している。
- (ニ) 役員退職慰労引当金 子会社は役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上している。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- (イ) 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理している。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。
- (ロ) 消費税等の会計処理 税抜方式を採用している。

2. 会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が7億1千4百万円減少し、利益剰余金が4億6千2百万円増加している。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ3千1百万円増加している。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額が16円11銭増加し、1株当たり当期純利益金額は、71銭増加している。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の取得価額から控除した減価償却累計額

46,293百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

有形固定資産	22,992百万円
投資有価証券	20百万円
合計	23,012百万円

当連結会計年度末日において、担保に係る債務はない。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	31,200,000	—	—	31,200,000
合計	31,200,000	—	—	31,200,000
自己株式				
普通株式	1,201,096	128	—	1,201,224
合計	1,201,096	128	—	1,201,224

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当り 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月20日 定時株主総会	普通株式	119	4.00	平成26年3月31日	平成26年6月23日
平成26年11月5日 取締役会	普通株式	119	4.00	平成26年9月30日	平成26年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの(予定)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当り 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	179	利益剰余金	6.00	平成27年3月31日	平成27年6月22日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に基づき、必要な資金（主に銀行借入）を調達し、また短期的な運転資金についても銀行借入により資金調達している。一方、余資は安全性の高い金融資産（主に債券）で運用しており、短期的な余資については主に定期預金で運用している。売掛金に係る顧客リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また有価証券及び投資有価証券は主として株式及び債券であり、毎月時価の把握を行っている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：百万円）

		連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	※1	6,380	6,380	—
(2) 受取手形及び売掛金	※2	10,958	10,958	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	※3	10,360	10,360	—
資産計		27,698	27,698	—
(1) 支払手形及び買掛金	※4	3,583	3,583	—
(2) 未払金	※5	597	597	—
負債計		4,181	4,181	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

※1 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

※2 受取手形及び売掛金

これらの時価については、短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

※3 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

譲渡性預金等は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

負債

※4 支払手形及び買掛金

これらの時価については、短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

※5 未払金

これらの時価については、短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(注)2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額70百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 有価証券及び投資有価証券その他有価証券」には含めていない。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

固定資産未実現利益	100百万円
未払事業税	35百万円
賞与引当金	127百万円
退職給付に係る負債	349百万円
ソフトウェア償却超過	63百万円
繰越欠損金	18百万円
その他	273百万円
繰延税金資産小計	968百万円
評価性引当額	△159百万円
繰延税金資産合計	809百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△268百万円
特別償却準備金	△101百万円
繰延税金負債合計	△370百万円
繰延税金資産の純額	439百万円

・法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは32.8%、平成28年4月1日以降のものについては32.1%にそれぞれ変更されている。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が270万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が400万円、その他有価証券評価差額金額が360万円、退職給付に係る調整累計額が1300万円それぞれ増加している。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,769円46銭
(2) 1株当たり当期純利益	48円71銭
算定上の基礎は次のとおりである。	
当期純利益	1,461百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
普通株式に係る当期純利益	1,461百万円
普通株式の期中平均株式数	29,998,814株

貸借対照表

平成27年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	28,427	流動負債	7,306
現金及び預金	5,951	買掛金	2,667
売掛金	10,414	短期借入金	2,480
有価証券	6,502	未払金	827
製品	2,123	未払費用	84
原材料	1,282	未払法人税等	397
仕掛品	809	未払消費税等	488
貯蔵品	1,088	預り金	17
前払費用	46	賞与引当金	282
繰延税金資産	139	その他流動負債	61
その他流動資産	67		
固定資産	30,398	固定負債	705
有形固定資産	25,085	退職給付引当金	642
建物	6,836	繰延税金負債	15
構築物	809	その他固定負債	47
機械及び装置	15,852	負債合計	8,012
車両及び運搬具	23	(純資産の部)	
工具器具及び備品	299	株主資本	50,079
土地	1,230	資本金	5,907
建設仮勘定	34	資本剰余金	4,728
		資本準備金	4,668
無形固定資産	75	その他資本剰余金	60
ソフトウェア	67	利益剰余金	39,941
その他無形固定資産	8	利益準備金	348
		その他利益剰余金	39,593
投資その他の資産	5,237	特別償却準備金	214
投資有価証券	3,814	別途積立金	36,000
関係会社株	198	繰越利益剰余金	3,379
長期前払費用	152	自己株式	△497
前払年金費用	61	評価・換算差額等	734
貸付不動産	931	その他有価証券評価差額金	734
その他の投資	88		
貸倒引当金	△10	純資産合計	50,813
資産合計	58,826	負債及び純資産合計	58,826

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		38,146
売 上 原 価		32,506
売 上 総 利 益		5,639
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,654
営 業 利 益		1,985
営 業 外 収 益		244
受 取 利 息 及 び 配 当 金	84	
そ の 他 営 業 外 収 益	159	
営 業 外 費 用		155
支 払 利 息	10	
そ の 他 営 業 外 費 用	144	
経 常 利 益		2,074
特 別 利 益		
会 員 権 売 却 益	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		2,074
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	393	
法 人 税 等 調 整 額	382	776
当 期 純 利 益		1,298

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで
(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計		そ の 他 利 益 剰 余 金			
					特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	5,907	4,668	60	4,728	348	238	36,000	1,834	38,420
会計方針の変更による 累積的影響額								462	462
会計方針の変更を 反映した当期首残高	5,907	4,668	60	4,728	348	238	36,000	2,296	38,882
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△239	△239
特別償却準備金の取崩						△24		24	—
当 期 純 利 益								1,298	1,298
自己株式の取得									—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△24	—	1,082	1,058
当 期 末 残 高	5,907	4,668	60	4,728	348	214	36,000	3,379	39,941

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高	△497	48,558	465	465	49,024
会計方針の変更による 累積的影響額		462			462
会計方針の変更を 反映した当期首残高	△497	49,020	465	465	49,486
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△239			△239
特別償却準備金の取崩		—			—
当 期 純 利 益		1,298			1,298
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			268	268	268
当 期 変 動 額 合 計	△0	1,058	268	268	1,326
当 期 末 残 高	△497	50,079	734	734	50,813

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用している。

(ロ) その他有価証券

時価のあるものについては、決算末日の市場価格等に基づく時価法を採用している。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定している。）

時価のないものについては、移動平均法による原価法を採用している。

② たな卸資産

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用している。

(2) 有形固定資産の減価償却の方法

(リース資産を除く)

定額法を採用している。

(3) 無形固定資産の減価償却の方法

(リース資産を除く)

定額法を採用している。

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用している。

(4) リース資産の減価償却の方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっている。

(5) 引当金の計上の方法

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

従業員賞与の支出に充てるため、実際支給額を予想して、その当事業年度負担額を計上している。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしている。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

② 消費税等の会計処理

税抜方式を採用している。

2. 会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減している。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が7億1千4百万円減少し、繰越利益剰余金が4億6千2百万円増加している。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ3千1百万円増加している。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額が16円11銭増加し、1株当たり当期純利益金額は、71銭増加している。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	2,947百万円
関係会社に対する短期金銭債務	3,040百万円
(2) 固定資産の減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	46,509百万円
賃貸不動産の減価償却累計額	416百万円
(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
担保に供している資産	
有形固定資産	23,345百万円
投資有価証券	20百万円
合計	23,365百万円

当事業年度末日において、担保に係る債務はない。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との間の取引

① 営業取引

(イ) 売上高	10,153百万円
(ロ) 仕入高	6,355百万円

② 営業取引以外の取引

(イ) 賃貸料収入	115百万円
(ロ) 資産購入高	233百万円
(ハ) その他	8百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	1,201,096	128	—	1,201,224
計	1,201,096	128	—	1,201,224

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産

未払事業税	32百万円
賞与引当金	92百万円
退職給付引当金	206百万円
ソフトウェア償却超過	63百万円
その他	241百万円
繰延税金資産小計	636百万円
評価性引当額	△128百万円
繰延税金資産合計	508百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△263百万円
前払年金費用	△19百万円
特別償却準備金	△101百万円
繰延税金負債合計	△384百万円
繰延税金資産の純額	123百万円

・法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは32.8%、平成28年4月1日以降のものについては32.1%にそれぞれ変更されている。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が8百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が35百万円、その他有価証券評価差額金額が35百万円それぞれ増加している。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (注2) (百万円)	科目	期末残高 (注2) (百万円)
子会社	シーケー商事(株)	名古屋市 中川区	100	商事業務(鉄鋼製品、原材料、機械器具等の売買)	直接100%	当社製品の販売及び当社原料資材の納入・役員の兼任	鋼材等販売(注1)	10,130	売掛金	2,932
							資金の借入(注3)	1,314	短期借入金	1,113
							原材料等購入(注1)	3,755	買掛金	231
子会社	シーケー物流(株)	愛知県半田市	30	運送・荷役業務、危険品倉庫事業	直接60%	倉庫の賃貸・役員の兼任	貸貸料の受取(注4)	81	その他流動資産	8
子会社	明徳産業㈱	名古屋市 中川区	50	機械設備製作、保守整備	直接100%	当社設備の点検・保守整備・役員の兼任	貸貸料の受取(注4)	24	その他流動資産	2

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定している。

(注2) 取引金額には消費税等を含めていない。期末残高には消費税等を含めている。

(注3) 資金の借入に関わる利率については市場金利を勘案して合理的に決定している。なお、キャッシュマネジメントシステムを利用しており、取引金額については年間の平均残高を記載している。

(注4) 貸貸料の受取については、近隣の取引実勢に基づいて貸貸料金額を決定している。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容(注2)	取引金額(注1)	科目	期末残高(注1)
役員	笠松啓二	(被所有)直接0.00%	当社社外取締役三井物産スチール(株)代表取締役社長	三井物産スチール(株)との営業取引鋼板の販売	2,713	売掛金	816

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

(注2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定している。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,693円85銭
(2) 1株当たり当期純利益	43円29銭
算定上の基礎は次のとおりである。	
当期純利益	1,298百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る当期純利益	1,298百万円
普通株式の期中平均株式数	29,998,814株

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月13日

中部鋼板株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 嗣 平 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 時々輪 彰 久 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中部鋼板株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部鋼板株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月13日

中部鋼鉄株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 嗣平 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 時々輪 彰久 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中部鋼鉄株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

中部鋼鉄株式会社 監査役会

常勤監査役	梶 田 善 治	Ⓔ
社外監査役	川 脇 喜久雄	Ⓔ
社外監査役	前 田 真 吾	Ⓔ
社外監査役	稻 生 豊	Ⓔ

以 上

【株主総会参考書類】

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、安定的な配当に意を払いつつ、業績に見合った弾力的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業環境などを総合的に勘案し、1株につき普通配当金6円とさせていただきますと存じます。

これにより、中間配当金4円を含め当期の年間配当金は1株につき金10円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額179,992,656円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条において、事業目的の追加及び変更をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. (条文省略)	1. (現行どおり)
2. 機・資材運搬用機器、工作用機器、建築土木用機器の製造、販売	2. <u>機材</u> ・資材運搬用機器、工作用機器、 <u>建築土木用機器及び電動機器</u> の製造、 <u>販売並びに保守管理</u>
3. (条文省略)	3. (現行どおり)
9.	9.
10. 土木建築工事の設計施工並びに請負	10. <u>土木、建築及び電気</u> 工事の設計、 <u>施工</u> 並びに請負
11. (条文省略)	11. (現行どおり)
22.	22.
23. <u>冷凍調理食品</u> の製造及び販売	23. 食品の製造及び販売
24. (条文省略)	24. (現行どおり)
27.	27.

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
①	おお だ まさ ほる 太 田 雅 晴 (昭和26年 11月22日 生)	昭和49年4月 当社入社 平成11年6月 当社販売部東京営業所長 平成14年6月 当社参与営業部東京営業所長 平成15年4月 当社参与経営企画部長 平成15年6月 当社取締役経営企画部長 平成16年6月 当社取締役販売部長 平成19年4月 当社取締役 平成19年10月 当社常務取締役 平成21年4月 当社常務取締役販売部長 平成22年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	56,300株
②	たけ だ とおる 武 田 亨 (昭和30年 9月10日 生)	昭和53年4月 (株)東海銀行(現 (株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成14年10月 (株)UFJ銀行(現 (株)三菱東京UFJ銀行) 名古屋法人営業部第4部長 平成17年2月 同行 名古屋人材開発室長 平成18年1月 (株)三菱東京UFJ銀行 一宮支社長 平成19年4月 同行 本部審議役 平成19年6月 当社監査役(常勤) 平成22年6月 当社常務取締役 平成23年4月 当社常務取締役財務部長 平成24年6月 当社常務取締役 現在に至る	13,200株
③	しげ まつ くみ お 重 松 久美男 (昭和31年 6月7日 生)	昭和56年4月 当社入社 平成16年6月 当社製造部長 平成19年4月 当社生産業務部長 平成20年6月 当社参与生産業務部長 平成22年1月 当社参与経営企画部長 平成22年6月 当社取締役経営企画部長 平成25年6月 当社取締役製造所長 平成26年6月 当社常務取締役製造所長 現在に至る	21,900株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
※ ④	てら もと ひとし 寺 本 仁 (昭和34年) (4月2日生)	昭和60年4月 新日本製鐵(株) (現 新日鐵住金(株)) 入社 平成18年4月 同社大分製鐵所厚板工場長 [部長]兼厚板事業部部長 平成23年4月 同社厚板事業部厚板営業部部長兼厚板事業部部長兼ウジミナスプロジェクト班部長 平成24年10月 新日鐵住金(株)厚板事業部厚板技術部上席主幹兼ウジミナスプロジェクト上席主幹 平成26年4月 日鉄住金物流(株)執行役員 平成27年4月 当社顧問 現在に至る	0株
※ ⑤	うえ さぎ たけし 上 杉 武 (昭和35年) (5月20日生)	昭和58年4月 当社入社 平成12年6月 当社販売部販売室長 平成15年4月 当社販売部大阪営業所長 平成17年4月 当社購買部長 平成19年4月 当社総務部長 平成22年1月 当社購買部長 平成24年1月 当社営業部東京営業所副所長 平成24年4月 当社営業部東京営業所長 平成24年6月 当社参与営業部東京営業所長 平成26年6月 当社参与経営企画部長 現在に至る	10,500株
⑥	とく なが みき え 徳 長 幹 恵 (昭和28年) (11月10日生)	昭和54年4月 新日本製鐵(株) (現 新日鐵住金(株)) 入社 平成12年4月 同社君津製鐵所条鋼工場長 [部長] 平成16年4月 同社技術開発本部技術開発企画部技術企画グループリーダー 平成16年4月 同社理事 平成17年6月 当社取締役製造所副所長 平成20年6月 当社取締役建設本部長 平成22年6月 当社常務取締役製造所長 平成25年6月 当社常務取締役兼明德産業(株)代表取締役社長 平成26年6月 当社専務取締役兼明德産業(株)代表取締役社長 現在に至る	8,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
⑦	笠松啓二 (昭和30年 1月20日生)	昭和52年4月 三井物産(株)入社 平成16年4月 同社鉄鋼製品本部自動車鋼材部長 平成19年10月 同社鉄鋼製品本部国内商品管掌統括部長 平成20年4月 三井物産スチール(株)常務執行役員第二部門長 平成21年4月 米国スチールテクノロジーズ社取締役会長 平成22年7月 三井物産スチール(株)代表取締役副社長 平成26年4月 同社代表取締役社長(現任) 平成26年6月 当社取締役 現在に至る	0株
⑧	岩田修一 (昭和34年 8月12日生)	昭和57年4月 三菱商事(株)入社 平成17年1月 (株)メタルワン ステンレス部長 平成20年4月 同社線材・特殊鋼部長 平成22年4月 同社線材・特殊鋼部長兼線材特殊鋼・ステンレス本部副本部長 平成26年4月 同社第一営業本部長(現任) 平成26年6月 当社取締役 現在に至る	0株

- (注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者 笠松啓二氏、岩田修一氏の両氏は社外取締役候補者であります。笠松啓二氏は、三井物産スチール(株)代表取締役社長で、同社は当社と販売における取引先関係にあり、同社は当社の株主順位第1位であります。岩田修一氏は、(株)メタルワン第一営業本部長で、同社は当社と販売における取引先関係にあり、同社は当社の株主順位第8位であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由について
笠松啓二氏、岩田修一氏の両氏につきましては商社において、長年にわたり当業界に携わってこられました。その豊富な経験と知識を活かし、グローバルな見地から当社の経営全般に対して提言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、笠松啓二氏、岩田修一氏の両氏は現在当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
5. 当社は、笠松啓二氏、岩田修一氏の両氏との間で会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額とし、笠松啓二氏、岩田修一氏の両氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 前田真吾氏は、本総会の終結の時をもって辞任により退任されますので、監査役1名の補欠選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。また、本総会において選任されます監査役の任期は、当社定款の規定により、他の現任監査役の残任期間となります。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
と お ち か ま き の り 遠 近 政 則 (昭和36年 4月25日 生)	昭和59年4月 日鐵商事(株) (現 日鉄住金物産(株)) 入社 平成17年4月 同社厚板・鋼管部長 平成18年4月 同社大阪支店厚板・棒線・ステンレス部長 平成19年7月 同社大阪支店厚板・鋼管・棒線部長 平成21年4月 同社大阪支店厚板・鋼管部長 平成22年11月 同社厚板部長 平成24年4月 同社執行役員九州支店長兼九州支店管理部長 平成25年10月 日鉄住金物産(株)執行役員九州支店長兼九州支店管理部長 平成26年4月 同社執行役員九州支店長 平成27年4月 同社執行役員名古屋支店長 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者 遠近政則氏は社外監査役候補者であります。
同氏は、日鉄住金物産(株)執行役員名古屋支店長で、同社は当社と販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主順位第4位であります。なお、同氏につきましては、名古屋証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由について
遠近政則氏につきましては、商社における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものであります。
4. 本議案が原案どおり承認可決されることを前提として、当社は社外監査役候補者である遠近政則氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成24年6月22日開催の第88回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）の継続についてご承認をいただきましたが、その有効期間が、本総会の終結の時をもって満了となりますことから、本内容や継続について検討を重ね、平成27年5月21日開催の当社取締役会において、本総会で株主の皆様のご承認を得られることを条件として、本対応方針について継続導入することを決議いたしました。

なお、当社は買収防衛策について、平成20年6月の導入以降、買収防衛策をめぐる諸々の動向も踏まえつつ毎年見直しの検討を行ってまいりましたが、買収防衛策の制度内容に関してほぼ確立されてきたこと、有効期間の満了前であっても、株主総会や取締役会の決議をもって廃止することができることなどを総合的に勘案し、平成24年6月の導入より本対応方針の有効期間を3年としております。

本対応方針は、平成17年5月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の3つの原則に準拠し、かつ、平成20年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものであります。

当社グループの企業価値・株主共同の利益を引き続き確保・向上させていくため、本対応方針の継続導入につきまして株主の皆様にご審議いただき、当社定款の規定に基づき、ご承認をお願いするものであります。

記

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、当社及び当社グループの経営にあたっては、電炉厚板製造に係わる高い技術力と幅広いノウハウ、豊富な経験、並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に長年にわたって築いてきた緊密な関係等への十分な理解と配慮が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできないものと考えます。

当社グループが構築してきたコーポレートブランド、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、企業価値の源泉（注）を維持するとともに、当社の掲げる経営計画を実行していくことが必要不可欠であり、これらが当社の株式の大規模買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。さらに外部者である買収者からの大規模買付行為の提案を受けた際には、当社グループの企業価値の源泉、有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえで、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益におよぼす影響度を判断する必要があります。

当社としては、当社株式に対する大規模買付が行われようとした際に、株主の皆様当該大規模買付に応じるべきか否かを判断いただくために、買付を行おうとする者からの必要十分な情報の提供と当社取締役会による評価を行うべき期間が与えられるようにしたうえで、株主の皆様が熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われようとした際には、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様判断いただくために、また、必要あるときは、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案することができるようにするために、必要な情報を入手し、その評価のための時間を確保し、ひいては株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とする枠組みが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付を抑止するために必要不可欠であり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対しては、当社は必要かつ相当の対抗措置をとることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、以下「本基本方針」といいます。）

注：企業価値の源泉

当社グループの企業価値の源泉は、国内唯一の電炉厚板専門メーカーとして、国内希少備蓄資源のひとつである鉄スクラップを主原料に、長年にわたり培ってきた高度な操業技術で、一般的に高炉品種とされている厚板製造を、電炉操業により可能にすることで、環境負荷の軽減、循環型社会の発展に貢献していることにあります。また、短納期、小ロット、多品種生産を可能とする電炉の特性を活かし、高炉を補完するかたちで市場における需要家ニーズに応え続けており、当社のオリジナル製品である被削性改良鋼板やレーザー切断用鋼板は、市場においてその性能に高い評価を受けております。さらに、営業面においては、受注生産体制に徹することで、受注した製品をタイムリーに生産出荷することができ、需要家との間で堅い信頼関係が構築され、安定受注が維持されています。

当社経営と従業員の関係は、「人を基本とする経営の実践」という経営理念に支えられた極めて良好な関係にあり、企業価値形成の源泉になっております。

II. 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策））

1. 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）設定の目的

昨今のわが国資本市場における企業買収などの状況を鑑み、今後当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買収提案が行われる可能性を否定できません。当社は上場会社（名古屋証券取引所に上場）として、そのような買収提案があった場合、特定の者による当社株式の大規模買付行為を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様への判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものが存在します。経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な資産を買付者またはそのグループ会社等に委譲させることを目的とするものなど、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ、高値で当社株式を当社またはその関係者に引き取らせることを目的とするもの、当社の将来にわたる持続的発展に必要な資金投入等を犠牲にして、一時的な高配当を実現することを目的とするものなどがあります。

このような状況下、当社は株主の皆様へ当該大規模買付行為に応じるべきか否かを判断していただくために、大規模買付者から必要な情報の提供を受け、当社取締役会がその評価を行うための時間が与えられたうえで、株主の皆様が熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保することが重要と考えております。また、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対しては、その時点で必要かつ相当の対抗措置をとるために、あらかじめ対応方針（買収防衛策）を設定し、これを株主の皆様へ承認いただくことが必要であると判断したものであります。

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、以下に定める内容の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定いたします。

なお、II. に記載する当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を以下「本対応方針」といいます。

2. 本対応方針の対象

本対応方針は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注3）の買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）を適用対象とします。

但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外いたします。

本対応方針の適用を受ける買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株式等（金融商品取引法（以下、「本法」といいます。）第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同条第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）

または、

- (ii) 当社の株式等（本法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず金融商品取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同条第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①保有者の株式等保有割合（本法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株式等保有割合とを合わせた割合（①と②を合算するにあたって、①と②との間で重複する保有株式等の数については、控除するものとします。）
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株式等所有割合（本法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）を合計した割合を意味します。各株式等保有割合及び各株式等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（本法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（本法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株式等とは、本法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

3. 大規模買付ルールの内容

(1) 情報の提供

当社が設定する大規模買付ルールは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会による評価期間が経過した後にはじめて大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び行おうとする大規模買付行為の概要を明示したうえ、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただき、当社が意向表明書を受領した場合には、その旨を適時適切な方法により開示いたします。

また、意向表明書をご提出いただいたうえで、その後当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。なお、意向表明書及び本必要情報における使用言語は日本語に限るものとします。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初ご提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

また、上記の本必要情報の以下に記載した具体的内容のリストに従い大規模買付者から当初提供していただいた情報のみでは、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断または当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、追加して大規模買付情報の提供を求めることの適否並びに追加して提供を求める大規模買付情報の種類及び範囲について独立委員会（別紙2参照）に諮問し、同委員会からの勧告を最大限尊重して当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者及び特別関係者を含みます。）の詳細（大規模買付者の事業内容、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補に関する情報（当該各候補者が当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、並びに経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等の基本情報
- ⑤ 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員、地域関係者等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑥ その他当社取締役会、本件大規模買付行為に関し当社が委嘱した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。以下、「外部専門家等」といいます。）等が合理的に必要と判断する情報

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(2) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、原則として、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のために60日を超えない期間を取締役会評価期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。取締役会評価期間は、買付の目的、対価の種類、買付け方法等、大規模買付行為の評価の難易度に応じて設定しますが、設定後必要に応じて取締役会評価期間が最大90日間となるまで延長できるものとします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の満了後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を開示します。また、取締役会評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を速やかに開示します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を求め、また社外取締役や監査役の意見も十分に考慮

するとともに、独立委員会（別紙2参照）の意見を求め、その勧告を十分に尊重して、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、適時適切な開示を行います。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

4. 大規模買付行為がなされようとした場合における対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する大規模買付情報及びそれに対する当社取締役会意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による支配権取得が、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまた向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合または該当すると客観的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付を行おうとしている場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付を行おうとしている場合

- ③ 当社の経営を支配した後に、当社が合理的な理由をもって使用していない当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付を行おうとしている場合
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買付を行おうとしている場合
 - ⑤ 大規模買付者の提示する当社株式の買付方法が、最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の当社株式の買付を行おうとしている場合（いわゆる強圧的二段階買収）
 - ⑥ 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有するものが含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠を持って判断される場合
 - ⑦ その他①ないし⑥に準ずる場合で、当社並びに当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合
- 大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法令または当社定款により認められる措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、独立委員会の勧告を得て当社取締役会が決定します。
- 対抗措置のひとつとして新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙1のとおりです。

5. 株主及び投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールの設定が株主及び投資家に与える影響

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報また現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を株主の皆様へ提供し、さらには、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模

買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅱ. 4.において記載しましたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。（平成27年3月31日現在の当社大株主（上位10名）は別紙4のとおりです。）

(2) 対抗措置発動が株主に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法令または当社定款により認められている対抗措置をとることがあります。当該対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、割当て時においては、当社株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、当社株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。さらに、この場合において、当社は大規模買付者に新株予約権の無償割当てを行わず、またはこれを行っても大規模買付者に割当てられた新株予約権の行使を認めないことがあります。しかしながら、いずれの場合にも、大規模買付者以外の株主には、新株予約権が無償で割当てられ、かつ、その行使が認められていますので、上記のとおり、当該新株予約権を行使すれば保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、当社株主の皆様が保有するすべての当社株式の価値の希釈化は生じません。

なお、当社は対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行った後でも、例えば大規模買付者が買付を撤回した等の事由により新株予約権の行使期間の前日までに新株予約権の無償割当てを中止することがあります。この場合、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

す。

- (3) 大規模買付ルール適用の結果としての対抗措置の発動に伴って株主の皆様が必要となる手続

対抗措置のひとつである当社取締役会が当社株式にかかる新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において基準日を定め、これを公告します。当該基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権が無償で割当てられますので、割当てを受けるためには、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。この場合には、当社は、その手続の詳細に関して適用ある法令および金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

6. 本対応方針の有効期間と廃止及び変更等

本対応方針は、平成27年の当社第91回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続するものとし、その継続後の有効期間は、当社第91回定時株主総会の終結の時より平成30年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

本対応方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。

また、本対応方針の継続が承認された場合であっても、株主の皆様のご共同の利益の保護の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備、その他日本国内の裁判例等の変更等を踏まえ随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容について、適時適切な開示を行います。

なお、本対応方針の概要図は別紙5のとおりです。

7. 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主の皆様のご利益を守るために大規模買付者に大規模買付ルールを遵守することを求め、一定の場合には、必要に応じて株主の皆様にご承認いただくことのある対抗措置の発動を行おうとするものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、その発効及び延長は株主の皆様のご承認を必要とします。また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。同委員会は当社の費用において必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができます。当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が行った決定につき株主の皆様に対し責任を負うものであります。

このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

以 上

対抗措置のひとつとして新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

発行する新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件
当社取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記録された当社以外のすべての株主に対し、その所有する当社普通株式1株につき1個の割合で新株予約権を無償にて割当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、当社取締役会で別途定める基準日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。)の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当て総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額(払込みをなすべき額)は1円以上で当社取締役会が別途定める価額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、取得事由及び取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

独立委員会の概要

1. 構成

独立委員会は、取締役会から委嘱を受けた社外取締役・社外監査役及び社外有識者から構成されるものとし、その委員となるためには当社経営陣から独立した地位を有することを要する。独立委員会の委員は3名以上とし、取締役会の決議により選任するものとする。

2. 決議

独立委員会の決議は、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

3. 勧告

(1) 独立委員会は、以下の各号に掲げる事項について必ず取締役会から諮問を受けることとし、諮問を受ける際には、取締役会が保有する全ての関連情報の提出を求め、当該各事項を検討、審議のうえ決定し、その決定内容をその理由と共に取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、これらの決定にあたっては、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からのみ行うものとし、専ら自らまたは当社経営陣の利益を図ることを目的としてはならない。

- ① 大規模買付者に対して追加して大規模買付情報の提供を求めることの適否並びに追加して提供を求める大規模買付情報の種類及び範囲
- ② 大規模買付者らが提供を受けた本必要情報の評価についての勧告
- ③ 大規模買付者による大規模買付ルールへの遵守の有無
- ④ 対抗措置を発動することの適否
- ⑤ 対抗措置の内容
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、取締役会が独立委員会の勧告を受けべきであると判断した事項

(2) 取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

4. その他

- (1) 独立委員会は当社の費用において、独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- (2) 独立委員会は、必要な情報を収集するため、大規模買付者、当社経営陣、当社の取引先従業員その他独立委員会が必要と認める者に説明を求めることができる。

独立委員会委員の略歴

氏 名 川脇 喜久雄 (かわわき きくお)
 生年月日 昭和23年 5月 10日
 略 歴 昭和51年11月 中日監査法人 (現 みすず監査法人) 入所
 平成12年 4月 中央青山監査法人 (現 みすず監査法人) 代表社員
 平成19年 7月 新日本監査法人 (現 新日本有限責任監査法人) シニアパートナー
 平成21年12月 同監査法人退職
 平成22年 1月 川脇喜久雄公認会計士事務所設立
 平成22年 6月 当社監査役 (社外) に就任 (現任)

※ 同氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

氏 名 直江 孝久 (なおえ たかひさ)
 生年月日 昭和11年 6月 24日
 略 歴 昭和34年 3月 東京大学法学部卒業
 昭和34年 4月 関西電力㈱入社
 昭和44年 司法研修所入所
 昭和46年 弁護士登録 (第一東京弁護士会)
 マカイバー・カフマン・クリステンセン法律事務所入所
 昭和50年 足立・ヘンダーソン・宮武・藤田法律事務所入所
 昭和63年 直江浅井法律事務所設立
 (平成14年直江法律事務所に名称変更)

氏名	豊田 政男（とよだ まさお）
生年月日	昭和19年4月30日
略歴	昭和44年3月 大阪大学大学院工学研究科（溶接工学専攻）修士課程修了
	昭和44年4月 大阪大学工学部助手（溶接工学科）
	昭和48年7月 工学博士（大阪大学）
	昭和49年11月 大阪大学工学部助教授（溶接工学科）
	平成元年7月 大阪大学工学部教授（生産加工工学科）
	平成9年4月 大阪大学大学院工学研究科教授（生産科学専攻）
	平成16年4月 大阪大学大学院工学研究科長、大阪大学工学部長
	平成18年3月 日本学術会議 連携会員
	平成20年4月 大阪大学名誉教授
	平成20年8月 独立行政法人 科学技術振興機構 科学技術振興調整費プログラム主管
	平成21年6月 独立行政法人 科学技術振興機構 JSTイノベーションプラザ大阪館長
	平成24年4月 独立行政法人 科学技術振興機構 科学技術システム改革事業プログラム主管
	平成27年4月 国立研究開発法人 科学技術振興機構 科学技術プログラム推進部 プログラム主管 （現任）

上記委員の全員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、当社との間取引関係及び特別の利害関係はありません。

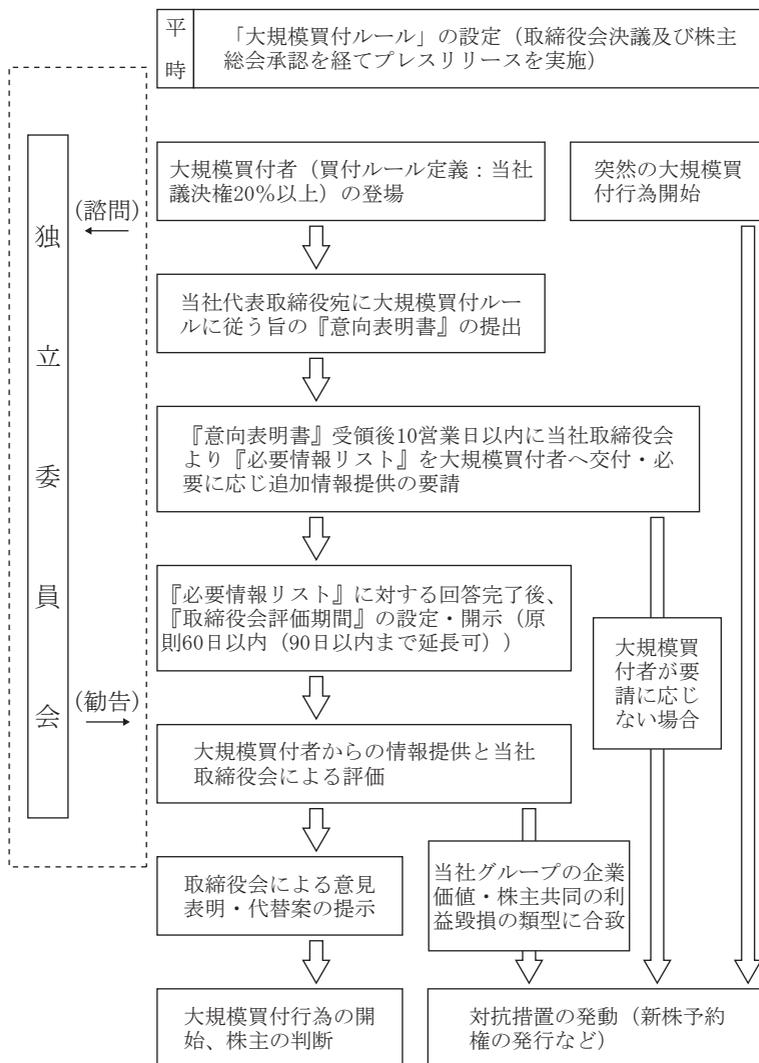
大株主（上位10名）

平成27年3月31日現在の当社の大株主（上位10名）は以下のとおりです。

順位	株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
1	三井物産スチール株式会社	2,544,000	8.48
2	中部鋼鉄取引先持株会	2,083,600	6.94
3	新日鐵住金株式会社	1,565,000	5.21
4	日鉄住金物産株式会社	1,260,000	4.20
5	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	913,700	3.04
6	株式会社三菱東京UFJ銀行	800,000	2.66
6	岡谷鋼機株式会社	800,000	2.66
8	株式会社メタルワン	782,500	2.60
9	BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	779,700	2.59
10	阪和興業株式会社	675,000	2.25
	計	12,203,500	40.67

(注) 平成27年3月31日現在の発行済株式の総数29,998,776株（自己株式1,201,224株を除く）に対する持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示していません。

大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の概要図



以上

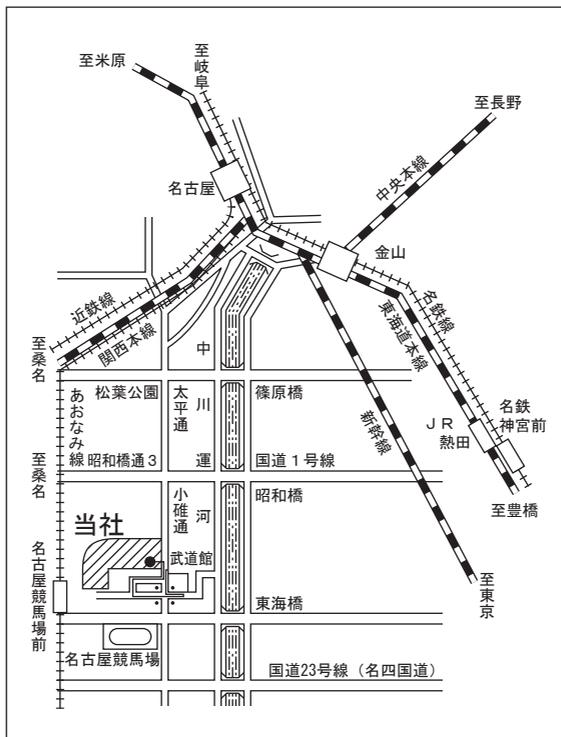
メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場のご案内



交通機関

- タクシー 名古屋駅から約20分
「名鉄神宮前」駅から約15分
- バス 三重交通
名鉄バスセンターから約25分
武道館前下車徒歩約3分
名古屋市営
神宮東門から約20分、中野新町下車
南へ徒歩約7分
- あおなみ線 名古屋駅から約13分
「名古屋競馬場前」駅下車徒歩約15分